

農業共済事業の事務費の賦課総額及び賦課単価を定める
ことについて

農業共済事業の平成26年度事務費の賦課総額及びその賦課単価を下記のとおり定める。よって、伊丹市農業共済条例（昭和48年伊丹市条例第2号）第5条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 賦課総額（基準額） 128,000円
- 2 賦課単価

共済目的	単 位	賦 課 単 価
水 稻 共 済 割	10アール当たり	180円
家 畜 共 済 割	共済金額当たり	1,000分の8
園芸施設共済割 (1) プラスチック ハウスⅠ・Ⅱ・ Ⅲ・Ⅳ類	共済金額当たり	1,000分の1
(2) プラスチック ハウスⅤ類及び ガラスハウスⅡ 類	共済金額当たり	10,000分の2
均 等 割	一戸当たり	50円

平成26年2月26日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸